

必読

暮らしの法律ナビ

No.85

死後事務委任
契約

死後事務委任契約とは
自分が亡くなった直後の
手続きや事務作業等を依
頼する契約です。通常は
契約しなくても身近な親
族が行う事が多いが、少
子高齢化や家族の多様化
で頼る親族がいない、或
いは、あえて頼りたくな
いという理由で生前に第
三者と契約をしておくも
ので最近増加傾向です。

具体的には葬式や埋葬の
費用、病院や施設の利用
代、税金、水道光熱費等
の各支払い、関係者への
連絡、ペットの委託、家
財道具の処分や整理等の
死亡直後で時間的余裕が
なく、残務整理的な細か
な事務を執り行う事がで

きます。遺言や相続制度
でカバーできない事柄で
す。死後事務委任契約の
手続きは公正証書で遺言
や任意後見契約と同時に
行う事が多いです。私文
書でも法的効力はありま
すが、相続人等との後日
の紛争回避を考慮すると
公正証書で契約をすべき
です。お悩みの方は専門
家に相談下さい。

遺言・相続 成年後見

債務整理・破産 離婚 他

三田中央事務所

司法書士・土地家屋調査士 田嶋 徳之

土日相談可 ☎079-561-2050
tajima_to-ki@nifty.com

三田市中央町4-5 三田ビル5F(市役所向かい)
<http://www.sandachuo.com>